

三次市教育委員会議案 27号

平成25年度就学児等の措置について

学校教育法施行令第5条及び第11条の規定により、障害のある児童生徒の就学について、別紙のとおり提案する。

平成24年11月20日提出

三次市教育委員会教育長 児 玉 一 基